

不当な取引行為の指定の一部改正について

1 不当な取引行為の指定について

不当な取引行為の指定（平成17年島根県告示第1022号。以下「指定告示」という。）は、島根県消費生活条例（平成17年島根県条例第47号）第16条の規定により、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して、不当な取引行為を指定し、その旨を告示するものである。

2 指定告示の改正について

消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、指定告示について所要の改正を行う。

詳細については、以下のとおり。

(1) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律の題名の変更に伴う規定の整理
（指定告示第4項第1号関係）

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の題名を「特定商品等の預託等取引契約に関する法律」から「預託等取引に関する法律」に改める。

(2) その他規定の整理（指定告示第4項第1号関係）

特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正に伴い、引用する条項を整理する。

3 施行期日

改正法の公布の日（令和3年6月16日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

島根県消費生活条例第16条（不当な取引行為の指定）

<p>① 勧誘・締結時の不当な取引</p>	<p>消費者に対し、販売の意図を隠し、商品等の品質、安全性、内容及び取引条件に関する十分な情報を提供せず、若しくは誤信を招く情報を提供し、執ように説得し、又は不安な状況に陥れる等の不当な取引方法を用いて契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>② 契約内容に關しての不当な取引</p>	<p>取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為</p>
<p>③ 債務履行時の不当行為</p>	<p>消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約に基づく債務の履行を求め、若しくは債務の履行をさせ、又は債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為</p>
<p>④ 申込みの撤回・契約解除時の不当行為</p>	<p>消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為</p>
<p>⑤ 与信契約の不当行為</p>	<p>商品等を供給する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為</p>



知事は、島根県消費生活審議会の意見を聴いて、①～⑤のいずれかに該当する行為を「不当な取引行為」として指定し、告示する。これを解除したときも、同様とする。

不当な取引行為の指定 新旧対照表

改正後	改正前
<p>不当な取引行為の指定</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> 平成17年9月30日 島根県告示第1022号 </div> <p>1～3 〔略〕</p> <p>4 条例第16条第4号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消費者のクーリング・オフ（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条の6第1項、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第37条の2第1項、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第2項並びに第58条第1項、<u>預託等取引に関する法律</u>（昭和61年法律第62号）<u>第7条第1項</u>、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）第12条第1項、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第26条第1項並びに保険業法（平成7年法律第105号）第309条第1項の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。以下同じ。）の権利の行使に際し、これを拒否し、黙殺し、若しくは威迫し、又は事実と異なる情報若しくは消費者を誤認させるような情報を提供することにより、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>(2)～(7) 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p>	<p>1～3 〔略〕</p> <p>4 条例第16条第4号に該当する不当な取引行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 消費者のクーリング・オフ（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第37条の6第1項、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第37条の2第1項、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第2項並びに第58条第1項、<u>特定商品等の預託等取引契約に関する法律</u>（昭和61年法律第62号）<u>第8条第1項</u>、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成4年法律第53号）第12条第1項、不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第26条第1項並びに保険業法（平成7年法律第105号）第309条第1項の規定に基づく契約の申込みの撤回又は解除をいう。以下同じ。）の権利の行使に際し、これを拒否し、黙殺し、若しくは威迫し、又は事実と異なる情報若しくは消費者を誤認させるような情報を提供することにより、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>(2)～(7) 〔略〕</p> <p>5 〔略〕</p>

